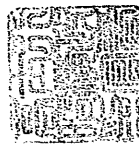


保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに相違ありません。
尚、当証明書持参の行政署工に補正及び職印に訂正を承認する。

上市 警察署長 殿

高山市つばの野ニ丁目1
行政署工 極倉高晴



天 (930 - [redacted])
稜 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

住所 富山県中新川郡上市町 [redacted]

株式会社 電話 (076) [redacted] 番



氏 [redacted] 代表取締役



- 備考 1 保管場所証明申請の場合は 証明申請 に、保管場所届出の場合は 届出 に○を付けて下さい。
2 土地・建物 については、どちらか当てはまる方（両方当てはまる場合は両方）に○を付けて下さい。